

1. はじめに

市は補助金等の見直しを行うため、平成 18 年度にひたちなか市補助金等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、補助金等のあり方について検討を行った。続く平成 19 年度には改めてひたちなか市補助金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、170 件に及ぶ補助金の個別審査を行ったところである。

今年度、審査委員会においては設置時に市長から要請のあった「補助金等の適正な交付のために必要な事項」として補助金等交付基準（以下「交付基準」という。）を整備するための検討を行った。

2. 平成 20 年度補助金等の状況

平成 20 年度の予算編成では、審査委員会の審査報告を受け担当課及び財政課において既存の補助金の見直しが実施された。見直しの実績は、補助事業の廃止で約 3,200 万円、補助金の減額で約 2,600 万円、合計 5,800 万円が削減されたところであるが、制度上増額になった補助金や新規の補助金 14 件があったため、予算額の比較では 1 億 4,554 万 8 千円の増額となっている。

	平成 19 年度		平成 20 年度	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
一般会計	163	1,638,906	146	1,784,480
特別会計	2	24,087	2	24,061
合計	165	1,662,993	148	1,808,541

3. 検討の経過

検討委員会及び審査委員会では、平成 18、19 年度の市長報告時に、すでに交付基準の基礎となるべき事項を提言しているが、それに加え、インターネットを通して国内 14 の市町村の先進事例と思われる交付基準を収集し、その構成、内容などの比較検討を行った。

(1) 交付基準の構成について

各市町村の交付基準は、その趣旨、背景、目的、定義など序文にあたる部分が置かれ、次に採択基準、補助対象経費、交付期間、例外規定で構成されるなど、

おおむね全体の構成は似たものとなっている。また、いくつかの市町村においては公表規定を設けている。

(2) 採択基準について

地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されているが、各市町村とも「公益性」を言い換えるか詳述するなどし、理解しやすい具体的な基準となるよう配慮している。また、以下に掲げる項目のように補助事業者(団体)の経理状況や財源面での基準を設ける例もある。

- ・ 会計処理が適正であること。
- ・ 自主財源の確保に努めていること。
- ・ 繰越金の額が補助金等の額を超えていないこと。
- ・ 市税の滞納がないこと。

(3) 補助対象経費について

以下に掲げる経費を補助対象外経費として列挙するケースが多かったが、費目だけではなく事業の「直接的な経費」と「間接的な経費」という区分も必要と思われる。

- ・ 交際費
- ・ 慶弔費
- ・ 懇親会費
- ・ 飲食費
- ・ 視察研修費
- ・ 人件費
- ・ 社会通念上公金で賄うのに適切でない経費

(4) 補助率について

補助事業費の10/10又は1/2以内と規定している市町村が多いが、3割以内と規定している例もあった。また、補助率の適用がなじまない事業には、定額制、単価積算制などの規定も設けている。他に、稀な例だが補助事業のタイプを細分化し、タイプごとに補助率を設定している市もある。

(5) 交付期間について

3年以内又は3年で見直し、最長で5年と規定する市町村が多いが、単に「終期を設けること」と規定している例もある。

審査委員会で検討を進める中で、自治組織等の市民全員の参加を前提とする公共的な団体への補助金については、「終期を設定すべき」という意見と「終期設定の例外とすべき」という意見があった。

4．交付基準案の作成方針

各市町村の交付基準を分析した結果と平成 18 年度の検討委員会報告及び平成 19 年度の審査委員会報告の骨子を考慮し、以下の方針で交付基準案を作成する。

(1) 全体構成

シンプルな構成が読む者の理解を助けるので、他団体の交付基準で共通していると思われる項目に限定し、趣旨、採択基準、補助対象経費、補助率、交付期間、適用除外を構成の要素とした。

(2) 採択基準

公益性の判断が基礎となるので、これも他市町村の交付基準で共通する項目を要素とした。

(3) 補助対象経費

大きな区分として、事業の直接経費を補助対象とし、間接経費の中から対象外経費を掲げた。

(4) 補助率

公共的で、公益上の必要性が非常に高い補助事業等は補助対象経費の 10 分の 10 とした。

市と市民が協働で行うべき補助事業等で、市民が中心となって活動を行うものは補助対象経費の 10 分の 10 以内とした。

自らの団体等のために行う補助事業等で、市民に及ぼす効果が高いものは 2 分の 1 以内とした。

また、補助率の規定になじまないものも存在するので、別に規定することとした。

(5) 交付期間

他市町村の多くが採用し、また検討委員会でも提言のあった「3 年以内、最長 5 年」とした。

検討の経過でも記したが、委員意見は自治組織等の団体に対する補助の終期の設定については両論あったものの、交付基準案ではあえて除外規定を設けなかった。

(6) その他

例外規定として、国県の補助制度による補助事業の除外規定を設けた。

(7) ひたちなか市の補助金等のアンケート調査結果

交付基準案がある程度まとまった段階で、各補助金の担当課に対し現行の補助金制度が交付基準にどの程度適合しているのかアンケート調査を実施した。

いくつかの補助金で基準に適合しないものも見られた。また、担当によっては補助金の内容を把握していないように見受けられるものもあった。

5. 補助金等交付基準案

交付基準案の作成方針を踏まえ、ひたちなか市補助金等交付基準案を別紙のとおり提案する。

6. おわりに

審査委員会は、平成18年度の検討委員会から通算すれば2年以上、ひたちなか市の補助金制度や個別の補助金について第三者の立場から調査検討を行ってきた。

昨年度の個別審査が補助金の見直しに大きな成果をもたらしたとの報告を受け、委員一同「市民協働のまちづくり」の一端を担えたものと受け止めている。

しかし、社会情勢や住民ニーズは日々変化しており、また、行政の担当者も補助を受ける事業者も変わっていく。そのためそれぞれの補助金制度も、いつしか所期の目標・理念が見失われ、形骸化し、既得権化することが懸念される。こういった状況に陥らないために、審査委員会はその対策として「補助金等交付基準の厳格な運用」、
「第三者機関による継続した審査」及び「市民への公表」の3点を強く要望して提案の結びとしたい。